（マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則の一部改正）

第十四条　マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則（平成十四年国土交通省令第百十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条の次に次の一条を加える。

（意見書の内容の審査の方法）

第十二条の二　マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令（以下「令」という。）第一条の二において準用する行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第八条に規定する方法によって口頭意見陳述（法第十一条第四項（法第三十四条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）において準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第三十一条第二項に規定する口頭意見陳述をいう。）の期日における審理を行う場合には、審理関係人（法第十一条第四項において準用する行政不服審査法第二十八条に規定する審理関係人をいう。以下この条において同じ。）の意見を聴いて、当該審理に必要な装置が設置された場所であって都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。）が相当と認める場所を、審理関係人ごとに指定して行う。

第十五条第二項中「市の区域内にあっては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。）」を「等」に改める。

第十八条第一号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令（以下「令」という。）」を「令」に改める。

別記様式第十七中「60日」を「3か月」に改め、「ただし、当該処分の取消しの訴えは、当該裁決を経た後でなければ、提起することができません（①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき）を除きます。）。」を削る。

（国土交通省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部改正）

第十五条　国土交通省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成二十六年国土交通省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

本則中「国家戦略特別区域法」を「法」に改め、本則を第二条とし、同条に見出しとして「（国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案の公告）」を付し、第一条として次の一条を加える。

（国家戦略土地区画整理事業に係る事業計画等の意見書の内容の審査の方法）

第一条　国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号。以下「令」という。）第二十二条第二項において準用する行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第八条に規定する方法によって口頭意見陳述（国家戦略特別区域法（以下「法」という。）第二十条第七項において準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第三十一条第二項に規定する口頭意見陳述をいう。）の期日における審理を行う場合には、審理関係人（法第二十条第七項において準用する行政不服審査法第二十八条に規定する審理関係人をいう。以下この条において同じ。）の意見を聴いて、当該審理に必要な装置が設置された場所であって国家戦略特別区域会議が相当と認める場所を、審理関係人ごとに指定して行う。

第二条の次に次の一条を加える。

（国家戦略市街地再開発事業に係る事業計画等の意見書の内容の審査の方法）

第三条　第一条の規定は、令第二十六条第二項において準用する令第二十二条第二項において準用する行政不服審査法施行令第八条に規定する方法によって口頭意見陳述（法第二十四条第六項において準用する行政不服審査法第三十一条第二項に規定する口頭意見陳述をいう。）の期日における審理を行う場合について準用する。

附　則

1　この省令は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

2　ボート、モーター、選手、審判員及び検査員登録規則の規定による競争実施機関（モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第三十二条第一項に規定する競争実施機関をいう。以下この項において同じ。）の処分についての審査請求であってこの省令の施行前にされた競争実施機関の処分に係るものについては、なお従前の例による。

○国土交通省令第二十四号

独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第四十八号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備及び経過措置に関する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日　国土交通大臣　石井　啓一

独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備及び経過措置に関する省令

目次

第一章　関係省令の整備（第一条―第七条）
第二章　経過措置（第八条―第十二条）
附則

第一章　関係省令の整備

（国立研究開発法人港湾空港技術研究所に関する省令等の廃止）

第一条　次に掲げる省令は、廃止する。

一　国立研究開発法人港湾空港技術研究所に関する省令（平成十三年国土交通省令第四十八号）

二　国立研究開発法人電子航法研究所に関する省令（平成十三年国土交通省令第四十九号）

三　独立行政法人航海訓練所に関する省令（平成十三年国土交通省令第五十一号）

（船舶法施行細則の一部改正）

第二条　船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第五十三条中「独立行政法人航海訓練所」を削る。

（船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部改正）

第三条　船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）の一部を次のように改正する。

別表第六備考2中「若しくは独立行政法人航海訓練所」を「、独立行政法人航海訓練所若しくは独立行政法人海技教育機構」に改める。

（国立研究開発法人海上技術安全研究所に関する省令の一部改正）

第四条　国立研究開発法人海上技術安全研究所に関する省令（平成十三年国土交通省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所に関する省令

第一条中「国立研究開発法人海上技術安全研究所」を「国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所」に改める。

第三条中「国立研究開発法人海上技術安全研究所法」を「国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所法」に改める。

第四条中第六号を第十号とし、第五号を第九号とし、第四号を第八号とし、同号の前に次の一号を加える。

七　研究所法第十一条第七号に規定する附帯業務に関する事項

第四条第三号中「第十一条第三号」を「第十一条第六号」に改め、同号を同条第六号とし、同条第二号中「第十一条第二号に規定する」を「第十一条第五号に規定する技術の指導及び」に改め、同号を同条第五号とし、同条第一号の次に次の三号を加える。

二　研究所法第十一条第二号に規定する調査、研究及び開発に関する事項

三　研究所法第十一条第三号に規定する研究及び開発に関する事項

四　研究所法第十一条第四号に規定する試験、調査、研究及び開発に関する事項

第十五条第二項第一号ロ中「事務所」の下に「（従たる事務所を含む。）」を加える。

第十九条中「とは、土地、建物及び試験水槽」を「は、土地及び建物並びに次に掲げるもの」に改め、同条に次の各号を加える。

一　研究所法第十一条第一号に掲げる業務（当該業務に係る同条第五号から第七号までに掲げる業務を含む。）については、試験水槽

二　研究所法第十一条第二号及び第三号に掲げる業務（これらの業務に係る同条第五号から第七号までに掲げる業務を含む。）については、特許権及び実用新案権

三　研究所法第十一条第四号に掲げる業務（当該業務に係る同条第五号から第七号までに掲げる業務を含む。）については、航空機